

平成 27 年 11 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

技能労務職と単純労務職に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

技能労務職と単純労務職

2 質問の要旨

1. 技能労務職に該当する職種は何か。
2. 技能労務職の定義は何か。
3. 単純労務職の定義は何か。
4. 技能労務職は単純労務職か。その理由は如何。
5. 4 の質問を是とするならば、その根拠、証拠は何か。（判例、法令等）
6. 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会に属する職種は何か。
7. 6 の質問の答弁による職種は全て技能労務職か。
8. 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は労働組合か。
9. いわゆる 6、7 の現業評議会は労働組合の資格審査が通ったということから不当労働行為の救済を申し立てていると鑑みるが、その審査通過を是とするか。理由は何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 11 月 19 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を行う為。12 月定例会の準備の為、更に文書質問を行う為。）